

セルフメディケーション税制の在り方について

第3回セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の税制の在り方について（これまでの検討会における議論）

＜日本一般用医薬品連合会からの要望内容＞

第2回検討会において、日本一般用医薬品連合会から、セルフメディケーション税制改正要望について説明があった（下図）。



2026年（令和8年）セルフメディケーション税制改正要望

●セルフメディケーション税制の対象医薬品の拡大

セルフメディケーション税制の対象医薬品を、現行のセルフメディケーション税制対象品から、**すべてのOTC医薬品・OTC検査薬に拡大**すること。

●OTC購入費から差し引く金額および上限額の変更

購入費から差し引く金額を、**現行の1万2千円から0円に引き下げ**、所得控除の上限額を、**現行の8万8千円から20万円に引き上げる**こと（税制利用は1万2千円以上を条件）

●制度の恒久化

セルフメディケーション税制を**医療費控除と同様に恒久化**すること

＜検討会での主な御意見＞

要望内容も踏まえつつ、今後の税制の在り方についてこれまでの検討会において以下の御意見があった。

- 胃腸薬や新型コロナ/インフルエンザのOTC検査薬など、対象品目の拡大が重要。
- 税制の煩雑さを見直す必要がある。対象品目の拡大や金額設定の見直し、恒久化を進めるべき。
- 税制申告をする際のレシートを保存するという状況を改善すべき。
- 利用者数を増やす上では、医療費控除との併用等、新たな税制上の優遇を考えるべき。

今後の税制の在り方に関する論点について

今後の税制の在り方について、これまでの検討会での意見も踏まえ、以下の点について議論することとしてはどうか。

【論点①】 税制対象として、新たに追加を検討することが考えられる医薬品はないか。

【論点②】 現在税制対象となっている品目のうち、医療費適正化効果等の観点から、新たに税制対象から除外を検討することが考えられる医薬品はないか。

※ セルフメディケーション税制は、租税特別措置（特定の政策目的を実現するために期間を限定して、例外的に措置されているもの）であることから、

- ・ 購入費から差し引く金額や所得控除の上限
- ・ 申請手続きの在り方
- ・ 税制の年限の在り方

等については、医療費控除や税制全体のバランスも考慮しながら、検討していくことが必要ではないか。

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

第2回セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会（R7.3.24）

日本一般用医薬品連合会の提出資料より



セルフメディケーション税制の対象医薬品の拡大（イメージ）

セルフ税制対象品

今回の要望対象品

すべてのOTC医薬品

- 風邪薬
- 鎮咳去痰薬（※生薬のみからなるものを除く）
- 解熱鎮痛薬
- 鼻炎用点鼻薬
- 鼻炎用内服薬
- 外用鎮痛消炎薬
- 抗ヒスタミンアレルギー（かゆみ）効果のあるもの
- 漢方薬（マオウ、ジリュウを含むもの）
- スイッチOTC（93成分、
但しメコバミン、フッ素、L-アスパラギン酸カルシウムを除く）

- 胃腸薬
 - ・制酸薬（H₂ブロッカーを除く）
 - ・健胃薬
 - ・整腸薬
 - ・消化薬
 - ・鎮痛鎮痙薬
- 止瀉薬
- 瀉下薬

- 鎮咳去痰薬（※生薬製剤含む）

- 滋養強壮保健薬
 - ・ビタミン主薬製剤
 - ・生薬主薬製剤
- 皮膚用薬
 - ・皮膚軟化薬
 - ・殺菌消毒薬
- 毛髪用薬
- 一般用点眼薬
- 女性用薬
- 漢方薬（マオウ、ジリュウを含むものを除く）

OTC検査薬

- 尿糖・尿たんぱく
- 妊娠検査
- 排卵日予測
- 新型コロナ
- 新型コロナ・インフルエンザ

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

○ OTC検査薬について

- 例えば、新型コロナ禍において、感染が気になる場合は、新型コロナ抗原検査キットを用いてセルフチェックを行い、陽性であって症状が軽く、重症化因子がないケースであれば、解熱鎮痛薬の使用等による自宅療養が推奨されていた。こうした形で、国民にセルフメディケーションが浸透していたものと考えられる。
- 令和3年度税制改正において、「国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する」といった観点から、税制の対象医薬品の範囲拡大等が行われたところ、新型コロナ抗原検査キットのように、令和4年以降に承認され、当時は存在しなかったものもある。
- 新型コロナ抗原検査キットや、その他の検査薬（妊娠検査薬や排卵日予測等）について、医療費適正化効果も踏まえつつ、税制対象として追加を検討することについてどう考えるか。

（参考）新型コロナ5類移行時の対応に係る国民への周知

5月8日以降も感染拡大に備え
体調に異変を感じたら
～自分で検査、すばやく療養、医療機関のかかり方は？～

「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？

医療機関に行く前に ・あわてずに、症状や常備薬をチェック
・国が承認したキットを用いてチェック

【陽性だった場合】
症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始しましょう
【陰性だった場合】
症状がある場合のマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう
・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、
症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強いため
高齢の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るためにも
マスクを着用しましょう

発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

・**新型コロナ抗原定性キット※**
・**解熱鎮痛薬**
かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください
※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません

市販の解熱鎮痛薬

・電話相談窓口などの連絡先
受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急車利用マニュアル」
#7119（救急要請相談）
#8000（こども医療相談）など
生活必需品なども用意しておきましょう
（体温計・日持ちする食料など）
受診・相談センター 救急車利用マニュアル

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

出典：新型コロナの5類移行時の対応に係る国民向けリーフレット（厚生労働省HPより）

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

一般検査薬として医薬品医療機器等法に基づき承認された検査項目は、令和7年4月時点で計6種類である。

承認年	尿糖 	尿蛋白 	妊娠検査 	排卵日予測検査 
	尿検体 1991年	尿検体 1991年	尿検体 1992年	尿検体 2016年
承認年	新型コロナ 	新型コロナ・インフルエンザ 		
	鼻腔ぬぐい液、又は唾液 2022年	鼻腔ぬぐい液 2022年		

(写真は代表的な製品を例示)

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

○胃腸薬、止瀉（ししゃ）薬、瀉下（しゃげ）薬について

- 胃腸薬については、令和3年度の税制改正に向けた議論において、税制対象範囲の拡大による医療費適正化の効果が著しく高いと考えられる症状であるとされながらも、「国民生活基礎調査」における国民の有訴者数が特に多い症状（上位3症候群）に含まれなかったことから、対応する薬効として、対象医薬品に含まれなかったもの。
- 一方で、胃腸症状は、セルフケアの観点で関心が高い症候群であると考えられる。薬局でよく聞かれる症状」のアンケート調査の結果によれば、便秘、下痢、腹痛といったいわゆる胃腸症状が上位（既存3薬効と同等の割合）に挙げられている。
- 「胃腸薬」「止瀉薬」「瀉下薬」について、医療費適正化効果も踏まえつつ、税制対象として追加を検討することについてどう考えるか。

薬局でよく聞かれる症状

	症状	人数	割合
1位	かぜ	135	23.0%
2位	鼻水	63	10.7%
3位	咳	58	9.9%
3位	関節痛	58	9.9%
5位	便秘	54	9.2%
6位	下痢	51	8.7%
7位	腰痛	43	7.3%
8位	腹痛	36	6.1%
8位	咽頭痛	36	6.1%
10位	めまい	27	4.6%
11位	倦怠感	15	2.6%
12位	むくみ	11	1.9%

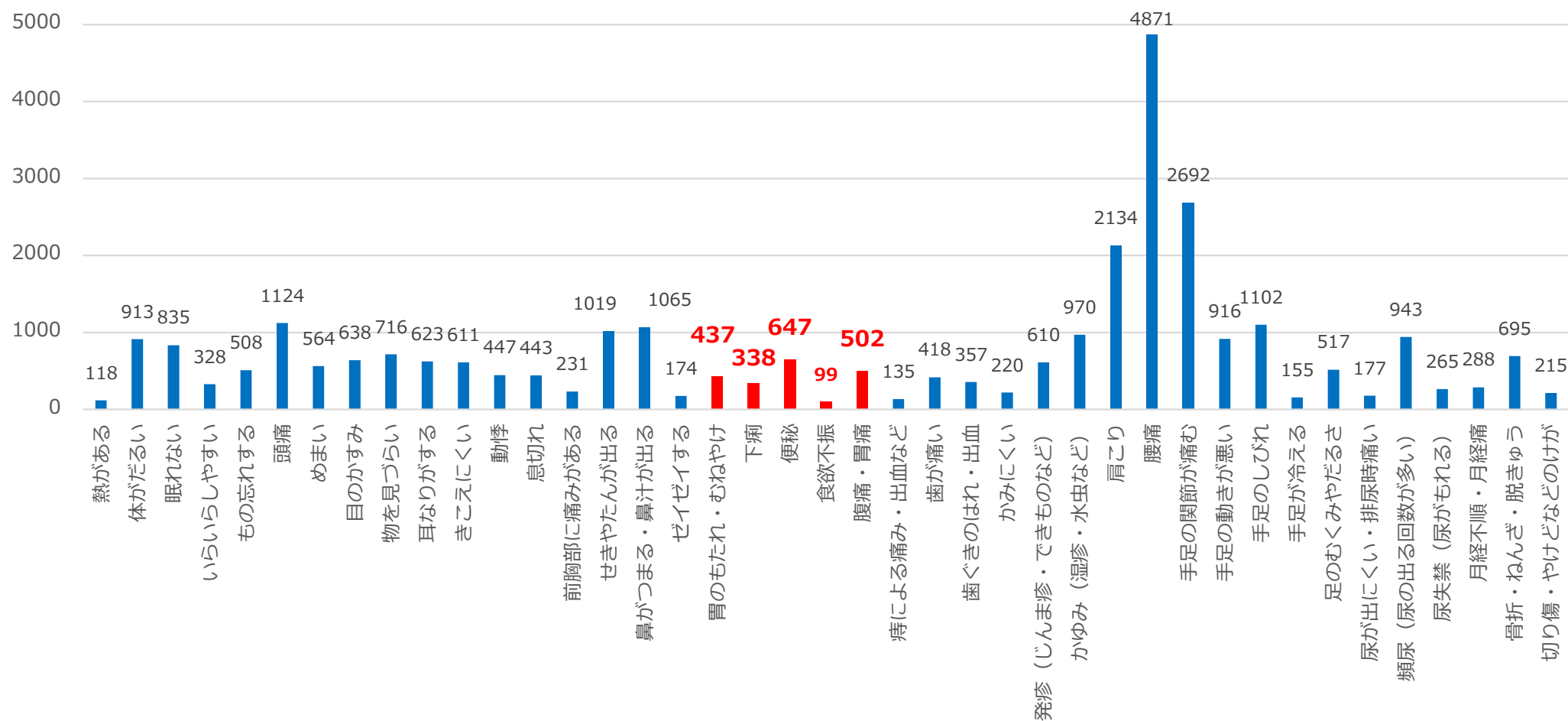
出典：『(株)じほう「総合診療医が教えるよくある気になるその症状」

：著者 岸田直樹』より引用

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

単位：千人

国民が日常的に抱える症状



出典：令和4年度国民生活基礎調査

【論点①】新たに追加を検討することが考えられる医薬品について

○その他、追加を検討することが考えられる医薬品について

- 鎮咳去痰剤は税制対象の医薬品となっているが、現在、生薬のみからなるものは、一部のみ含まれている（※1）。
- 生薬のみからなる鎮咳去痰薬（※2）について、医療費適正化効果も踏まえつつ、税制対象として追加を検討することについてどう考えるか。

※1 鎮咳去痰薬の効能又は効果を有する生薬であるマオウ、ナンテンジツを含む鎮咳去痰薬は、税制対象になっている。

※2 鎮咳去痰薬の効能又は効果を有する生薬であるキキョウ、キョウニン、セネガ、カンゾウ等を含む鎮咳去痰薬

- その他、税制対象として新たに追加を検討することが考えられる医薬品はないか。

【論点②】新たに除外を検討することが考えられる医薬品について

○医療費適正化効果が低い医薬品について

- 令和3年度税制改正において、「安全性の観点から慎重に取り扱うべきもの」「医療費適正化効果が低いと考えられるもの」が対象医薬品から除外された。
- 具体的には、健康増進目的でも使用されうる強心薬や栄養補給等の目的でも使用されうるビタミン主薬製剤やカルシウム主薬製剤が除外の対象とされた。
- 例えば、痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品など**について、どのように考えるか。

令和3年度改正時に対象医薬品から除外された薬効群と考え方

薬効群	成分名	効能・効果	考え方
強心薬	ユビデカレノン	動悸、息切れ、むくみの緩和	・左記症状は、 <u>安全性の観点から慎重に考えるべきか</u> ・一方で、当該成分は、エネルギー産生を高め、血流を良くするものであり、 <u>健康増進目的でも使用されうる</u> ・類似の効能を謳う健康食品(コエンザイムQ10)もある
ビタミン主薬製剤	メコバラミン	筋肉痛・関節痛、神経痛、手足のしびれ、眼精疲労	・他のビタミン成分と一緒に配合されていることが多く、 <u>栄養補給等の目的でも使用されうる</u>
カルシウム主薬製剤	L-アスパラギン酸カルシウム	低カルシウム血症、カルシウム補充	・ <u>効能効果にカルシウム補充目的</u> を含んでおり、健康増進目的でも使用されうる
歯科用材(う蝕予防)	フッ化ナトリウム	う蝕予防	・ <u>効能効果がう蝕予防</u> であり、当該薬剤のみでは特定の保険給付を代替しないと考えられる

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【参考資料 1】 令和 3 年度税制改正について

項目	前回	現状	変更された内容	(参考) 医療費控除
期間	5年間(平成29年1月～令和3年12月)	5年間(令和4年1月～令和8年12月)	変更なし	—
課税所得から控除される上限額	8万8千円	8万8千円	変更なし	200万円
下限額	1万2千円	1万2千円	変更なし	10万円
対象となる医薬品	全てのスイッチOTC医薬品	① 以下の薬効群分を除くスイッチOTC医薬品 強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、歯科用材(う蝕予防) ② 以下の薬効群の非スイッチOTC医薬品 鎮痛・消炎剤、解熱鎮痛消炎剤、鎮咳去痰剤、耳鼻科用剤	① スイッチOTCから4薬効群を除外した ② 4薬効群の非スイッチOTCを追加した	治療または療養に必要な医薬品
所得税、住民税を納付している者の内、適用が受けられる者の要件	「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている者 <以下のいずれかの取組> ・保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健診・検診等) ・市区町村が健康増進事業として行う健康診査(歯周疾患検診、骨粗しょう症 検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等) ・予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種) ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診) ・特定健康診査、特定保健指導 ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診 ※ 医療費控除の適用を受けていないこと	「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている者 <以下のいずれかの取組> ・保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健診・検診等) ・市区町村が健康増進事業として行う健康診査(歯周疾患検診、骨粗しょう症 検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等) ・予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種) ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診) ・特定健康診査、特定保健指導 ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診 ※ 医療費控除の適用を受けていないこと	変更なし	無し
申告方法	確定申告	確定申告	変更なし	確定申告
申告にあたっての添付書類	① 一定の取組を行ったことを明らかにする書(e-Taxの場合は手元保管) ② 医薬品購入費の明細	医薬品購入費の明細	一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付を不要とした	医療費控除の明細
保管する書類	① 対象医薬品を購入した際の領収書 ② 一定の取組を行ったことを明らかにする書類	① 対象医薬品を購入した際の領収書 ② 一定の取組を行ったことを明らかにする書類	変更なし	医療費の領収書
保管期間	5年間	5年間	変更なし	5年間

【参考資料 2】令和 3 年度税制改正について

1. 令和 3 年度税制改正の大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

項目		概要
1	5年間の延長	○ 本税制は平成29（2017）年から令和3（2021）年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4（2022）年から更に5年間の延長（2022年～2026年）を行う。
2	税制対象医薬品の 範囲拡大	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。（2022年分以後の所得税等に適用） ① 所要の経過措置（5年未満）を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大（3薬効程度） ○ 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類（定期健康診断の結果通知表等）の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。（2022年以後の確定申告から適用） ○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ（スマートレシート等）との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。（非税制改正事項）

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。

【参考資料3】令和3年度税制改正について

令和3年度税制改正大綱抜粋

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。

対象品目の拡充・除外

有訴者数が特に多い症状として①肩こり・腰痛・関節痛②咳痰③鼻づまり・鼻汁があげられた（参考資料1）

潜在的医療費削減額が高い症状として①腰痛・関節痛・肩こり②風邪の諸症状③アレルギーの諸症状

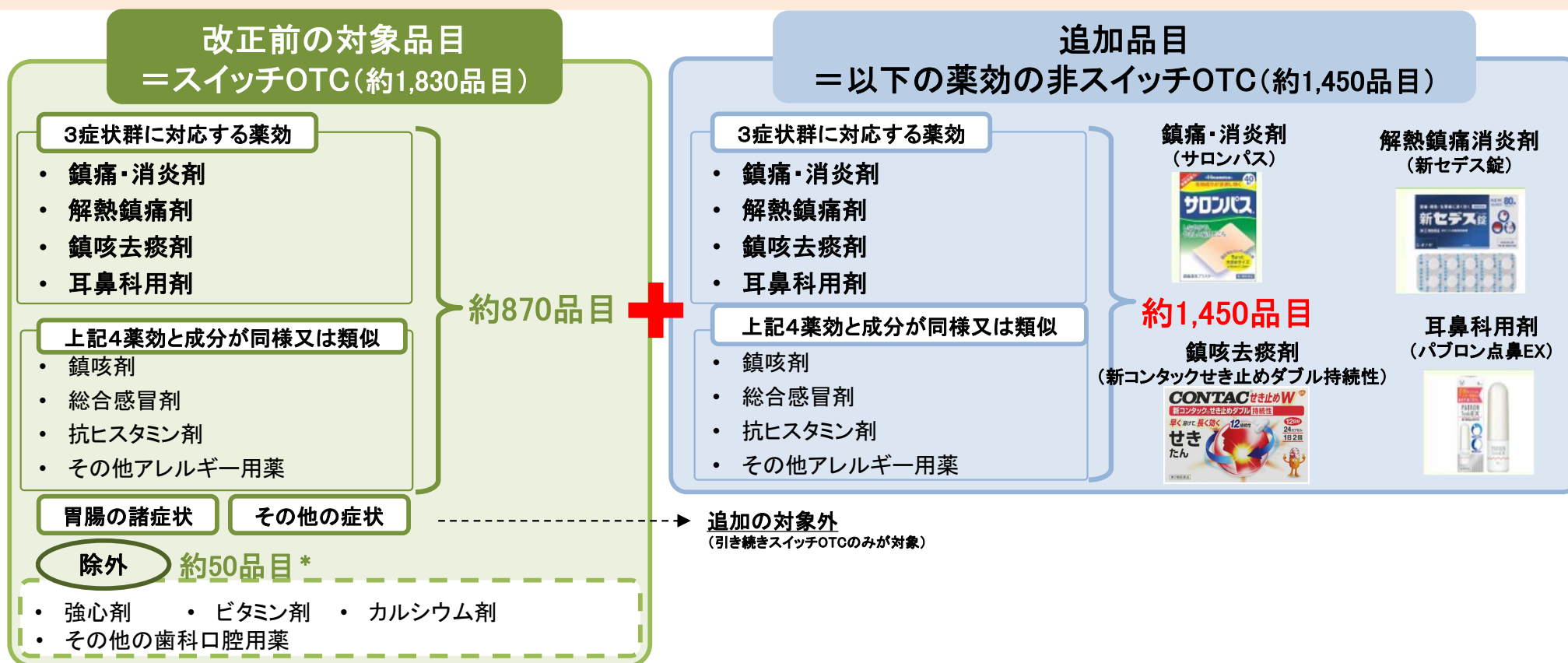
④胃腸の諸症状があげられた（参考資料2）

最終的に「医療費適正化効果が高い3薬効程度」は、①肩こり・腰痛・関節痛②咳痰③鼻づまり・鼻汁の症状に対応する「鎮痛・消炎剤」、「解熱鎮痛消炎剤」、「鎮咳去痰剤」、「耳鼻科用剤」の4薬効とされた

スイッチOTCのうち、①安全性の観点から慎重に取り扱うべきもの、②医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、強心薬、ビタミン主薬製剤、カルシウム主薬製剤、歯科用材（う蝕予防）が除外された（参考資料3）

【参考資料4】令和3年度税制改正について

追加	□ 「3薬効程度」は、国民の有訴者数が多い症状（「腰痛、関節痛、肩こり」、「風邪の諸症状」、「アレルギーの諸症状」）に対応する薬効として「鎮痛・消炎剤」、「解熱鎮痛消炎剤」、「鎮咳去痰剤」、「耳鼻科用剤」の4薬効とする。 □ なお、当該4薬効を対象とすることで、「鎮咳剤」、「総合感冒剤」、「抗ヒスタミン剤」、「その他アレルギー用薬」についても、同様又は類似の成分を含む製品が結果として対象になるものがある。
除外	□ 既に税制の対象になっているスイッチOTCのうち、①安全性の観点から慎重に取り扱うべきもの、②医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、強心剤、ビタミンB1剤等、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬に属する計4成分を対象から除外する。 □ ただし、4年間の経過措置を設け、令和8年1月1日から税制の対象から除外する。



改正前の対象品目 (約1,830品目)	+	追加品目 (約1,450品目)	-	除外品目 (約50品目)	=	改正後の品目数 約3,230品目
------------------------	---	--------------------	---	-----------------	---	----------------------------

※ 除外品目数は税制対象品目に関する製造販売業者から厚労省への届出結果。その他の品目数は令和2年7月薬事工業生産動態統計調査により、実際の対象品目数は増減する可能性がある。

【参考資料5】令和3年度税制改正について

第1回検討会 五十嵐参考人提出資料（抜粋）

OTCへの置き換えによる医療費削減効果は？
（結果の概要）

既存領域			
疾患	人数 (A,万人)	医療費 (B, 円)	総額 (億円)
かぜ症候群	560.0	7,200	403.2
頭痛	126.7	5,300	67.2
腰痛・肩痛	92.0	8,830	81.3
便秘	234.5	5,749	134.8
胸やけなど	287.8	7,457	214.6
鼻炎	1668.7	8,561	1,428.7
合計			2,329.7

【参考資料6】令和3年度税制改正について

対象の除外について（案）

- 既に税制の対象になっているスイッチOTCのうち、①安全性の観点から慎重に取り扱うべきもの、②医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、以下に掲げる薬効に属する4つの成分を対象から除外する。

ただし、4年間の経過措置を設け、令和8年1月1日から税制の対象から除外する。

- 上記整理を踏まえ、今後、除外対象となる有効成分を告示する（追加対象成分と同時期に告示）。

薬効（薬効番号）	除外する有効成分（スイッチ）	対応する症状・効能効果	品目数（※）
強心剤（221）	ユビデカレノン	動悸、息切れ、むくみの緩和	3
ビタミンB1剤（312） ビタミンB剤（ビタミンB1剤を除く。）（313） 混合ビタミン剤（ビタミンA・D混合製剤を除く。）（317） その他のビタミン剤（319）	メコバラミン	筋肉痛・関節痛、神経痛、手足のしびれ、眼精疲労の改善	47
カルシウム剤（321）	L-アスパラギン酸カルシウム	カルシウム補充	0
含嗽剤（226）	フッ化ナトリウム	う蝕予防	3

※（出所）税制対象品目に関する製造販売業者から厚労省への届出結果

【参考資料 7】セルフメディケーション税制について（現状）

現状

1. OTC医薬品（うちセルフメディケーション対象医薬品）の出荷金額（単位：億円）

①総数

	OTC 医薬品	うちセルメ 対象医薬品	割合
令和元年	8,202.8	1,639.3	20.0%
令和2年	7,586.9	1,498.5	19.8%
令和3年	7,481.9	1,426.1	19.1%
令和4年	7,954.2	3,459.6	43.5%
令和5年	8,737.0	3,891.6	44.5%

②鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤

	OTC 医薬品	うちセルメ 対象医薬品	割合
令和元年	1,030.4	347.7	33.7%
令和2年	956.6	333.1	34.8%
令和3年	999.2	350.5	35.1%
令和4年	1,014.2	834.2	82.3%
令和5年	1,140.3	974.6	85.5%

③総合感冒剤

	OTC 医薬品	うちセルメ 対象医薬品	割合
令和元年	841.3	384.5	45.7%
令和2年	717.1	341.2	47.6%
令和3年	576.6	232.7	40.4%
令和4年	758.8	757.2	99.8%
令和5年	820.4	819.5	99.9%

④アレルギー用薬

	OTC 医薬品	うちセルメ 対象医薬品	割合
令和元年	128.0	115.7	90.4%
令和2年	100.9	87.9	87.1%
令和3年	88.6	74.3	83.9%
令和4年	100.3	98.5	98.2%
令和5年	122.7	122.3	99.7%

⑤消化器官用薬

	OTC 医薬品	うちセルメ 対象医薬品	割合
令和元年	747.0	58.2	7.8%
令和2年	714.0	55.5	7.8%
令和3年	729.1	56.1	7.7%
令和4年	715.6	60.8	8.5%
令和5年	769.2	62.9	8.2%

2. セルフメディケーション税制の利用者数

（単位：千人）

	令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分
医療費控除	7,560	7,245	7,429	7,569	7,851
セルフメディケーション 税制による特例	30	25	28	43	49

（注）令和元年から令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分及び令和5年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

（出典）令和5年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（令和6年5月国税庁公表資料）

（出典）薬事工業生産動態統計調査

出荷金額：製造販売業者が市場へのお荷可否反映で出荷可とした製品のうち、製造販売業者が調査付きに連結企業体外の卸売業者等に出荷した数量に販売単価を乗じた金額

【参考資料 8】セルフメディケーション税制を利用しなかった理由 (五十嵐参考人による調査)

回答（選択肢、複数選択可）	人数 N=7,939	割合
セルフメディケーション税制について、よく知らなかったから	3402	42.9%
セルフメディケーション税制の対象になる最低金額を超えるまで、市販薬（OTC医薬品）を購入していなかったから	2656	33.5%
セルフメディケーション税制の申告方法が、よく分からないから	1248	15.7%
レシートを集めたり、申告の手続きがめんどうだから	1228	15.5%
そもそも確定申告をしていないから	1143	14.4%
医療費控除の申告を行っているから	1073	13.5%
医師の診察を受けるのを優先しており、市販薬（OTC医薬品）を購入することがほとんどないから	1025	12.9%
どの市販薬（OTC医薬品）がセルフメディケーション税制の対象なのか、よく分からないから	876	11.0%
申告しても還付金額が少ないから	660	8.3%
その他	42	0.5%

※セルフメディケーション税制の利用動向に関するアンケート（JMDC-PepUpを用いて2024年に実施）において「利用経験なし」と回答した7,939人について、利用しなかった理由を質問（複数回答可）

令和6年度厚生労働科学研究事業 地域医療基盤開発推進研究事業

多面的なフィールド研究を基にしたセルフメディケーション・セルフメディケーション税制の医療費へのインパクト評価と行動変容要因に関する研究

（研究代表者：五十嵐 中）